

第 70 号議案

足立区精神障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区精神障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例
足立区精神障害者自立支援センター条例（平成 9 年足立区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区精神障がい者自立支援センター条例

第 1 条中「足立区精神障害者自立支援センター」を「足立区精神障がい者自立支援センター」に、「精神障害者の」を「精神障がい者の」に改める。

第 2 条中「足立区精神障害者自立支援センター」を「足立区精神障がい者自立支援センター」に改める。

第 3 条第 1 号及び第 2 号中「精神障害者」を「精神障がい者」に改め、同条第 3 号中「精神障害者」を「精神障がい者」に、「精神障害者等」を「精神障がい者等」に改め、同条第 4 号中「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 16 項」に改め、同項第 3 号中「第 5 条第 21 項」を「第 5 条第 22 項」に、「精神障害者等」を「精神障がい者等」に改め、同項第 4 号中「第 5 条第 17 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

第 6 条第 2 号中「精神障害者等」を「精神障がい者等」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 17 項第 1 号」を「第 5 条第 18 項第 1 号」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「及び第 4 項」を削り、同項第 3 号中「第 5 条第 1 7 項第 2 号」を「第 5 条第 1 8 項第 2 号」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「足立区精神障害者施設指定管理者選定審査会」を「足立区精神障がい者施設指定管理者選定審査会」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から適用する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区精神障害者施設指定管理者選定審査会の項中
「足立区精神障害者施設指定管理者選定審査会」を「足立区精神障がい者施設指定管理者選定審査会」に改める。

(提案理由)

障害者自立支援法の改正により規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。